

★ 交通規制の新設について ★

- 規制新設場所：横浜市中区本牧原 2 2 - 1 先 横浜市立大鳥中学校西側道路（下記図面赤線部分）
- 新設の規制内容：歩行者用道路（自転車は通行可） ⇒ 歩行者と自転車（特定小型原動機付自転車を含む）以外は通行不可
- 通行上の注意：① 歩行者は道路のどの場所も歩行可
② 自転車は「左側通行」と「徐行義務」がある

※ 本件道路については、元は大鳥中学校の土地としての通路でしたが、令和 5 年 10 月 1 日に横浜市の道路となりました。
今までは看板のみで歩行者と自転車の通行だけとしてきました。
これからは神奈川県公安委員会の正式な標識を設置して、道路交通法のもと、歩行者と自転車のみ通行可とします。
上記の「通行上の注意①②」のとおり、自転車での通行の際はご注意ください。

神奈川県山手警察署 交通課
0 4 5 - 6 2 3 - 0 1 1 0 (内 4 1 1)

